

令和 2 年 7 月 10 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03454

研究課題名（和文）性的少数者にみる民事司法アクセスの現状と課題

研究課題名（英文）Civil Access to Justice for Sexual Minorities

研究代表者

上石 圭一（Ageishi, Keiichi）

追手門学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80313485

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：性的少数者も、何らかの問題を抱えたときには、様々な相談機関を利用する。しかし、例えば痴漢の被害のような性的問題を抱えたとき、相談機関や公的機関に相談したところ、本人の性的指向を理由に適切に扱ってもらえなかったという経験を持つ者は少なくなく、そうした経験は彼らの間で流布している。それゆえ問題の種類によっては相談することを諦めるケースが多い。その結果、問題を抱えても仲間内で相談するに留まらざるを得ないことになるという点で、司法アクセスにハードルがあることが明らかになった。もっとも、同性婚訴訟では、エスタブリッシュメントの支持を得ており、状況が変化しつつある可能性のあることも明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事司法アクセスについては、『司法制度改革審議会意見書』に基づいて、弁護士増員が図られたり、法テラスが設置されるなど、様々な改善が図られ、一定の効果を上げている。これは、多くの市民にとっては民事司法アクセスに対する改善と言えるかもしれない。だが、性的少数者というマイノリティの司法アクセスの現状という点でいうならば、こうしたマイノリティにとっては、司法アクセスの改善は、単に地理的あるいは経済的な面でのアクセス障壁をなくすだけではなく、実質的な意味で相談機関となる関係者の偏見をなくさなければ改善しないということである。

研究成果の概要（英文）：Sexual minority people also experience legal troubles and use various counseling organizations just like other people. However, even if they use consultation agencies when they experience sexual content trouble like a molester, some consultation agencies do not take it seriously because of their sexual orientations. And rumors of having had such an experience are spreading among them. As a result, some of them will not use consultation institutions, and consult only in their companion even if they experienced legal troubles because they are afraid of such experiences again. In that sense, it became clear that civil justice access was not sufficiently guaranteed for sexual minorities.

研究分野：法社会学

キーワード：民事司法アクセス 性的少数者 LGBT

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、かねてより何らかの問題を抱えた一般市民が、その問題を処理するためにどういった相談機関を利用するか、あるいは相談機関を利用するにはどういった障害があるのかについて関心を持っていた。一方、共同研究者の大塚は、何らかの問題を抱えている市民が、その問題を解決するための社会運動がいかにして成立するか、またその過程において、弁護士がどのように関与するかについて関心を持っていた。

(2) 問題を抱えた一般市民が、抱えた問題の解決のために、どういった相談機関に相談するのか、相談機関を利用したことで、その後の紛争解決行動に与えるインパクトはどうか、といったことについては、法社会学分野では、民事紛争処理研究として、全国の市民を対象とした実証研究が行われ、それによって得られたデータを基に、松村・村山編(2010)に見るように、多くの研究がなされてきた。

(3) 民事紛争処理に関する既存の研究においても、相談機関の利用については、問題を抱えた当人の属性—性別や学歴、所得、職業上の地位など—が大きな影響を及ぼしていることがあきらかになっていった。同様の意味で、何らかの意味においてマイノリティに属する者にとっては、そもそも問題を抱えたとしても、こうした相談機関を利用して問題の解決を図ることが難しいということが考えられる。しかしながら、そうしたマイノリティを対象とした司法アクセスの障害についての実証研究は、これまで本格的には行われてきていなかった。

引用：松村良之・村山眞維編(2010)『現代日本の紛争処理と民事司法 法意識と紛争行動』東京大学学出版会

2. 研究の目的

(1) 上記の状況にかんがみ、この研究では、性的なマイノリティを対象に、彼らがどのような問題を抱え、その問題に対応するために、どのような相談機関を利用しようとするのか、またそのときに彼らの司法アクセスを妨げる障害となるのはどのような要因なのかを明らかにすることが、この研究の中心的な目的である。

(2) また、性的マイノリティの場合、性別や身体障碍といったマイノリティとは違って、一見ただけではマイノリティであることが分からず、マイノリティであることを、たとえ相談機関に対してであっても明らかにすることを本人が躊躇することも考えられる。他方、相談内容が性的な内容に絡む場合、相談には当人の性的志向を明らかにすることが必要なことも考えられる。こうしたジレンマに陥った者が、当該問題を解決するためにどのような方法をとるのか、を明らかにすること、これが2つ目の研究目的になる。

3. 研究の方法

研究の方法としては、(1)民事紛争処理に関する既存文献並びに性的マイノリティをはじめとするマイノリティの権利擁護に関する既存文献を収集してその内容を検討するとともに、(2)実際に性的マイノリティにインタビュー調査を行った。そのうえで、研究代表ならびに研究分担者は、定期的に研究会を開催して、インタビュー調査結果や文献研究の結果を持ち寄り、その知見を検討した。なお、研究調査を進める中で、社会学・社会福祉学の観点からのマイノリティ研究の知見も参考に必要性が高くなったことから、障害者・セクシャルマイノリティに関する社会学研究者を1名、研究分担者として追加することで対応した。とりわけ、共同研究者を追加した後は、同性婚の訴訟に関与している者や、そうした裁判に携わっている弁護士に対して面接調査を行ったほか、性的マイノリティの集会へのさん参加観察も実施した。

4. 研究成果

性的マイノリティに、もめ事の経験と、それを解決するための相談機関の利用について尋ねたところ、大筋については、民事司法紛争全国調査の知見に沿った内容になった。すなわち、本人の様々な属性や抱えた問題の種類によって、利用する相談機関は異なっている。しかしながら、性的な問題については、むしろ公式の相談機関についてはなかなか相談することを躊躇するという声が聞かれた。研究目的(2)に関連することでは、たとえば痴漢などの性的被害を公的機関に訴えたとき、当人の性的志向を指摘され、当人が満足 of いくような対応がなされなかったという経験を訴える者がおり、そうした経験の情報は、彼らのネットワークを通して、同様のマイノリティ間で共有される傾向がある。その結果、抱えた問題の種類が異なっ

いても、公的機関に相談しても、性的マイノリティであることを逆に指摘されてきちんと扱われない可能性があることから、相談機関を利用することを躊躇するという声が聞かれた。そうした者の間では、むしろ、問題は彼ら同士の中のネットワークの中で相談され、対応が取られていた。その意味で、民事司法アクセスが十分に保障されているとは言えない状態にあることが明らかになった。

性的マイノリティ自身の存在を外部にアピールする様々な運動があり、これらによって、世間においても少しずつ性的マイノリティの存在が広く理解されるようになってきている。このことによって、相談機関の側においても、徐々にではあるが、性的マイノリティの対応を図ろうとする動きがあることも明らかになった。そのことは、性的マイノリティにとっては、司法アクセスの改善に繋がらう。

他方で、性的マイノリティについても、そうでない者と同様の権利を求めるものの典型が同性婚訴訟である。この訴訟の当事者や支援者にとっては、同訴訟は彼ら自身のアイデンティティ確立の意味を付与されたものであり、訴訟の度に集会を開いたり、各地で行われている訴訟グループのネットワーキングを図るといったことが行われているが、こうした活動は、彼らの存在や訴えが正当なものであるということを支援者だけでなくマイノリティの当事者に認識させるある種の啓蒙的な機能も果たしている。その意味で、こうした訴訟運動は問題状況の告発だけでなく、当事者のアイデンティティの変容を迫る機能を果たしていると言える。そのことは、先に記したような公的相談機関への相談を躊躇する態度を改めるよう作用し、将来的には彼らの司法アクセスを改善に導く可能性がある。

とは言え、自己が性的マイノリティであることを外に表すことの出来ない者については、司法アクセスの改善につながらない可能性は依然として残っていることも確かであり、こうした者にとっての司法アクセスの改善をいかに図るかが課題であると言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 草山太郎	4. 巻 4
2. 論文標題 セクシャル・マイノリティの「困りごと」とそれへの対応	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 追手門学院大学地域創造学部紀要	6. 最初と最後の頁 145,162
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 3件／うち国際学会 2件）

1. 発表者名 上石圭一
2. 発表標題 欧米の法社会学における不平等研究
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大塚浩
2. 発表標題 日本における現代『不平等』研究の法社会的意義
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大塚浩
2. 発表標題 行政・学校・地域社会との連携による大学生の消費者啓発活動の展開
3. 学会等名 国民生活センター全国消費者フォーラム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大塚浩
2. 発表標題 消費者問題への新しい視点と展開-県内での実践を通して
3. 学会等名 奈良県公平委員会連合会 事務研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Hiroshi Otsuka and Setsuo Miyazawa
2. 発表標題 Rules on Mandatory Public Interest Activities of Japanese Bar Associations
3. 学会等名 NUS Law Symposium, Lawyers & Access to Justice: Challenging Pro Bono (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Hiroshi Otsuka
2. 発表標題 Public Interest Lawyering and Cause Lawyering in Japan: The Impact of the Rules on Mandatory Public Interest Activities of Japanese Bar Associations
3. 学会等名 Asian Law and Society Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 大塚浩
2. 発表標題 法・社会・消費者 - 消費者法とNPOの新しい役割について考える
3. 学会等名 なら消費者ねっと 総会・記念学習会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 大塚浩
2. 発表標題 消費者行政と消費者運動の連携について
3. 学会等名 奈良県消費者行政担当職員研修（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 佐藤岩夫・阿部昌樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北大路書房	5. 総ページ数 不明
3. 書名 スタンダード法社会学	

1. 著者名 Helena Whalen Bridge (ed.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Cambridge Univ. Press	5. 総ページ数 不明
3. 書名 Lawyers & Access to Justice: Challenging Pro Bono	

1. 著者名 奈良女子大学生生活文化学会編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 敬文舎	5. 総ページ数 351
3. 書名 ジェンダーで問い直す暮らしと文化-;新しい生活文化学への挑戦	

1. 著者名 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理	4. 発行年 2017年
2. 出版社 信山者	5. 総ページ数 1616
3. 書名 現代日本の法過程・上・下	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	大塚 浩 (Otsuka Hiroshi) (30324958)	奈良女子大学・生活環境科学系・准教授 (14602)	
研究 分担者	草山 太郎 (Kusayama Taro) (80331776)	追手門学院大学・地域創造学部・准教授 (34415)	